

厚生労働省告示第二百六十八号

指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舩添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>三 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法 イ・ロ（略）</p> <p>八 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第二百一十一条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。）である場合にあつては、その併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百一十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第四十四条に規定するユニット部分）、ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第五十二条に規定するユニット部分）並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第五十二条に規定するユニット部分）をいう。ホ及び第十六号において同じ。）を除く。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いて</p>	<p>三 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法 イ・ロ（略）</p> <p>八 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百一十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第四十四条に規定するユニット部分）をいう。ホ及び第十六号において同じ。）以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>

いない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分を除く。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

二（略）

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、その併設本体施設（ユニット型併設本体施設に限る。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分に限る。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員

<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

二（略）

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員

又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。)における短期入所生活介護費(併設型ユニット型短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。))並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費(ユ

数を置いてない場合を含む。)における短期入所生活介護費(併設型ユニット型短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。))並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費(ユ

ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておくこと(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費、(病院療養病床経過型短期入所療養介護費)若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症患者型短期入所療養介護費(若しくは)、認知症患者型経過型短期入所療養介護費若しくは特定認知症患者型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておくこと(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費、(病院療養病床経過型短期入所療養介護費)若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症患者型短期入所療養介護費(若しくは)、認知症患者型経過型短期入所療養介護費若しくは特定認知症患者型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

別に厚生労働大臣が定める地域	厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法	<p>(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)	

別に厚生労働大臣が定める地域	厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法	<p>(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)	

<p>八 (略)</p> <p>五十一 (略)</p> <p>十二 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法</p>	<p>介護老人保健施設基準第二条に定める員数を置いていないこと(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分(介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分について、介護老人保健</p>	<p>(略)</p>
<p>八 (略)</p> <p>五十一 (略)</p> <p>十二 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法</p>	<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第一条に定める員数を置いていないこと(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分(介護老</p>	<p>(略)</p>

施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)

八 (略)

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療

指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(若しくは(若

人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。)

八 (略)

十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療

指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(若しくは(若し

しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

養型医療施設基準第二条（指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。）に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）（以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

くは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条（指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。）に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）（以外の部分について、指定介護療養型

	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条（指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用</p>		

<p>医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>		

の額の算定に関する基準の例により算定する。

用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。)に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること(当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分(指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分)をいう。以下この号において同じ。)

「指定介護療養型医療施設基準」という。)第二条(指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。)に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること(当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分(指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分)をいう。以下この号において同じ。)

以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

口 (略)

十四、十五 (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

イ・口 (略)

八 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定介護予防サービス基準第百二十九条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。))である場合にあつては、その併設本体施設(指定介護予防サービス基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設を除く。))について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホーム)のユニット部分を除く。))である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員員の員数を置いてない場合を含む。))における介護予防短期入所生活介護費(併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。))

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

口 (略)

十四、十五 (略)

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ・口 (略)

八 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設(指定介護予防サービス基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。))が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。))における介護予防短期入所生活介護費(併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防 短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>指定介護予防サービス基準第百 二十九条に定める員数を置いて いないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付 費単位数表の所定単位数に百分 の七十を乗じて得た単位数を用 いて、指定介護予防サービスに 要する費用の額の算定に関する 基準の例により算定する。</p>

二 (略)

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあつては、その併設本体施設（ユニット型併設本体施設に限る。）について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分に限る。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防 短期入所生活介護費の算定方法</p>
--	--

<p>厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防 短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>指定介護予防サービス基準第百 二十九条に定める員数を置いて いないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付 費単位数表の所定単位数に百分 の七十を乗じて得た単位数を用 いて、指定介護予防サービスに 要する費用の額の算定に関する 基準の例により算定する。</p>

二 (略)

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員 又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防 短期入所生活介護費の算定方法</p>
--	--

<p>利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	---

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

□ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。))並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。))に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
--	---

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

□ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。))並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。))に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又は認知症患者型介護予防短期入所療養介護費）、若しくは若しくは認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又は認知症患者型介護予防短期入所療養介護費）、若しくは若しくは認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費)(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)並びにユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法	指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患
-------------------------------	------------------------------	--

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費)(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)及びユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法	指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患の所定単位数に百分の九十を乗
-------------------------------	------------------------------	--

八 (略)	(略)	(略)	業所において、指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておくこと(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておく場合を含む。)	型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
	(略)	(略)		
八 (略)	(略)	(略)	業所において、指定介護予防サービス基準第八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておくこと(当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておく場合を含む。)	じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
	(略)	(略)		